

久喜市ホームヘルプサービス事業実施規則の一部を改正する規則  
久喜市ホームヘルプサービス事業実施規則（平成22年久喜市規則第123号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「退院後1月以内」を「退院後1年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。